

別表1(第4、5条関係)

区 分	医療相談	講演会
補 助 事 業	区民を対象とした、医師による三次予防の視点で実施する医療相談事業で、本市の公衆衛生の向上に寄与すると認める事業※1（概ね2時間以上）	区民を対象とした、医師による三次予防の視点で実施する講演会事業で、大阪市健康推進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」の目標に沿った講演テーマ※1 講演テーマ(一例) (1)「がん」 (2)「循環器疾患」 (3)「糖尿病」 (4)「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」 (5)「こころの健康」 ただし、歯科関係、認知症関係、介護予防関係の講演会は除く。
補 助 対 象 経 費	事業実施において、最小限に必要な次の経費 ・報償費 医師出務費(25,280円を上限とする) ・賃金 従事者賃金(8,607円を上限とし、1時間当たり1,064円とする) ・筆耕翻訳料(手話通訳) ・使用料(例:会場・マイク・机・椅子・プロジェクターセット・案内板・看板) ・消耗品費(例:事務用品・看板・パネル) ・印刷製本費(例:周知ビラ・周知ポスター、資料) ・通信運搬費(例:周知ビラ・ポスター郵送料)	事業実施において、最小限に必要な次の経費 ・報償費 講師謝礼(1時間あたり11,400円※2を上限とし、2時間まで) ・賃金 従事者賃金(8,607円を上限とし、1時間当たり1,064円とする) ・筆耕翻訳料(手話通訳) ・使用料(例:会場・マイク・机・椅子・プロジェクターセット・案内板・看板) ・消耗品費(例:事務用品・看板・パネル) ・印刷製本費(例:周知ビラ・周知ポスター、資料) ・通信運搬費(例:周知ビラ・ポスター郵送料)
補 助 金 額	補助対象経費の2分の1以内(1円未満は切り捨てとする。)、1区1申請者当たり341,000円を上限とし、かつ本市の当該年度の予算の範囲内で別表2で定める当該区にかかる補助金交付上限額内とする。	

※1本市の実施する事業と重複していると認められる事業は除く。

※2講義時間が1時間に満たない場合の講師料は、講義1時間当たりの単価をその講義時間を60で除したもので乗じた額とする。また、座談会形式等の講師料は、講義1時間当たりの単価の8割以内の額とする。但し、100円未満の端数が生じた場合は、100円未満は四捨五入する。

別表2

当該区にかかる補助金交付上限額

北	区	682,000 円
都	島	341,000 円
福	島	0 円
此	花	294,000 円
中	央	682,000 円
西		341,000 円
港		0 円
大	正	341,000 円
天	王	224,000 円
浪	速	0 円
西	淀	0 円
淀	川	341,000 円
東	淀	341,000 円
東	成	0 円
生	野	341,000 円
旭		259,000 円
城	東	341,000 円
鶴	見	250,000 円
阿	倍	341,000 円
住	之	341,000 円
住	吉	0 円
東	住	276,000 円
平	野	341,000 円
西	成	100,000 円
合	計	6,177,000 円